

# 英領ロード・アイランド植民地による チャールズ二世の特許状の取得

久保田 泰 夫  
基礎教育課程

## Rhode Island's Acquisition of the Royal Charter in 1663

Yasuo KUBOTA  
*Division of the Fundamentals of Arts*

This paper is intended to provide the Japanese readers with some knowledge about the series of historically significant incidents that led to Rhode Island's acquisition of the royal charter, which uniquely guaranteed the soul liberty; its outline and the contribution by Roger Williams and John Clarke are specially mentioned.

### 1. ロージャー・ウィリアムズの貢献

この特許状は、王政復古直後の1663年にチャールズ二世の名で交付され、ロード・アイランド植民地の基本法として、「政教分離」と「信教の自由」の保障を、英本国における信教自由令 Toleration Act (1689年) に一世代先んじて、成文化している。この特許状は、アメリカ合衆国の建国後半世紀を経た1842年までロード・アイランド州の基本法(州憲法)として用いられたという事実が示すように、内容の先駆的特徴が注目される。ロード・アイランド植民地が、既に17世紀の半ばに、世界に先駆けて基本的人権の根幹である「信教の自由」を制度として確立したのは、この植民地の創設者であるロージャー・ウィリアムズ Roger Williams (1603-1683) の半生を賭けた努力と奮闘の成果といえるものなので、先ず、この特許状が交付されるまでの経緯を彼の貢献を中心に述べる。

ロード・アイランド州はアメリカ合衆国北東部のニュー・イングランドと呼ばれる地域にあり、全米で最も面積の小さい州(3,144平方マイル, 人口約935,000)であるが、英領植民地時代からユニークな歴史を有する。この地の初期の歴史を築いた人物がロージャー・ウィリアムズである。彼は1603年にロンドンで新興商業階級の衣服商 merchant tailor の次男として生まれ、青年時代、星室庁裁判所 Star Chamber に速記係として勤めている時に、非凡な才能を高名な法律家サー・エドワード・クック Sir Edward Coke (1552-1634) に見出され、その推挙によりチャーターハウス・スクールを経てケンブリッジ大学ペ

ンブローク・コレッジに学び、1627年卒業した。一時、エセックス州の名門マーシャム家の礼拝堂付きの牧師を務めた後、ピューリタンに対する弾圧を逃れるため、妻と共に1630年北米のマサチューセッツ植民地に渡った。

既に学識と人物を囑望されていたウィリアムズは、ポストン教会の説教師 teacher に就任するよう要請されたが、彼はこの設立直後の植民地の神政政治体制 theocracy を忌避して、この就任要請を拒絶した。これが発端となって、彼は、宗教上の理念のみならず政治や対原住民政策などでも、悉く、マサチューセッツ植民地当局と鋭く対立し、遂に1636年、追放宣告を受けるに至った。

ウィリアムズは、以前からマサチューセッツの南に蟠踞する原住民の強力な一部族であるナラガンセット族と親交があり、「ホームステイ」のような形で原住民と寝食を共にしながら、その言語を習得していた。また、族長からも篤く信頼され、ナラガンセット湾の奥に入植可能な土地を確保してあった。ウィリアムズは1636年の夏頃には、マサチューセッツから彼に追随してきた十数家族と共に、この地にタウン(自治集落)を建設し「プロヴィデンス」(Providence=「神の摂理」)と命名した。ウィリアムズは、自ら創設したタウンの統治形態を整備する過程で、自己の信念である「信教の自由」(freedom of conscience) と「政教分離」(separation of church and state) の大原則を実践し、政治団体結成の盟約の中で、これを成文化した。現存する史料は、プロヴィデンスの独身成人男子が、タウン統治機関である家長会議の決定に従うことを誓約する文書であるが、ここに家長会議の権限の範囲が「宗教を除く世俗の事項に限る」(“only in

ciuill things”）と明記されているのである<sup>1)</sup>。

その後ウィリアムズは、マサチューセッツを退去した戒律不要論者 Antinomians の入植地として、ナラガンセット湾内のアクウイドネット島（後にロード・アイランド島と命名）の土地を原住民から購入するのを斡旋した。そこに建設されたタウンがポーツマス（1638年）とニューポート（1639年）である。数年後に、急進的で特異な思想の持ち主であるサミュエル・ゴートン Samuel Gorton (c1592-1677) の一派が入植したウォリックと合わせて四つのタウンは「プロヴィデンス拓殖地 (Providence Plantations)」と呼ばれたが、これは英本国政府の認可を得た正式な英領植民地ではなく、法的な存立基盤を欠いていた。そのため、隣接する強大なマサチューセッツ、コネティカット両植民地の領土的野心に対抗して、その版図と存立自体を護ることは困難を極めた。この窮状を打開するため、衆望を担ったウィリアムズは、1643年、単身で英本国に渡航し、当時、ピューリタン革命の議会議政権の中核にあった旧知の人脈の支援を得て、議会から、プロヴィデンス拓殖地の自治権を認める特許状(1643/44年3月14日付)を取得することに成功した。これに基づいて、ロード・アイランド島上のポーツマスとニューポート及び本土上のプロヴィデンスとウォリックの四つのタウンは、主導権争いなどの紆余曲折を経て、1647年5月「連邦的」な統一政権を樹立した。ここで制定された諸規則の前文に「プロヴィデンス拓殖地の政治体制は『民主制』、すなわち、自由公民の全員または多数の自由な自発的合意による (“the forme of Government established in Providence Plantations is DEMOCRATICALL: that is to say, a Government held by ye free and voluntarie consent of all, or the greater parte of the free Inhabitants”）」との文言で多数決の原理による直接民主制の制定が明記されている点が注目される<sup>2)</sup>。

しかし、数年後、豊かで人口も多いロード・アイランド島を個人的野心から私有化しようと企図した、ニューポートの有力者ウィリアム・コディントン William Codrington (1601-1678) の策動により、ロード・アイランド島上の二つのタウンの分離と議会特許状が無効化される危機が到来した。この時もまた、ロージャー・ウィリアムズは、プロヴィデンスとウォリック両タウンの再三の要請を黙視し難く、ニューポートが派遣したジョン・クラーク医師 Dr. John Clarke (1609-76) を伴って、1651年11月、英本国に向けて出発した。ウィリアムズは、第一次英国渡航の「公務」で被った一家の経済的負担が拓殖地住民によって補償されずに長い間放置されていたことへの不満もあって最初は乗り気でなかったが、この度も、彼自身と家族の安寧を犠牲にして、プロヴィデンス拓殖

地の存立基盤である議会特許状の再確認を求めるため、二度目の英国渡航を決断したのであった<sup>3)</sup>。

ウィリアムズとクラーク医師は1652年初頭までに英本国に到着した。そして、同年10月には国务会議 The Council of State から、プロヴィデンス拓殖地の政権の存続を暫定的に認める趣旨の通達を引き出すことに成功した<sup>4)</sup>。しかし、翌年のクロムウェルの護国卿就任に至るまでの状況が示すように、英本国政権内部の機構が不安定であったことと反対勢力の暗躍もあって、ウィリアムズとクラークによる政治工作は容易に進展しなかった。一方、プロヴィデンス拓殖地でも内紛が絶えず、その收拾と四つのタウンの再統合について、ウィリアムズは憂慮し、幾度も書簡を送って忠告と助言を行った。同拓殖地では、その自律的存立が英本国政府に再確認された暁には、ウィリアムズに拓殖地の「総督」(Governour) の辞令を受けて帰任するようにとの要請があった。しかし、英本国政府の正式な決定は容易に行われず、彼は、プロヴィデンスからの送金不足による貧窮に加えて、留守宅の家族の窮状、及び、「長期単身赴任」によるホームシックなどもあって、後事をクラークに託して、1654年春、妻子の待つプロヴィデンスに帰った。彼はその後3年間、プロヴィデンス拓殖地政権の総裁 (President) として、その統治に悪戦苦闘することになった<sup>5)</sup>。

なお、ウィリアムズは二度の英国滞在中に、後世に残る著書をロンドンで公刊している。主著として、北米原住民の言語と習俗を紹介した *A Key into the Language of America* 『アメリカ現地語案内』(1643年)、信仰の自由と政教分離の原則を説きマサチューセッツの神政政治を糾弾した *The Bloody Tenent, of Persecution, for cause of Conscience* 『信仰上の理由による迫害の血塗れの教義』(1644年)、これに対してマサチューセッツの代弁者であるジョン・コトンの出した反論 *The Bloody Tenent, Washed, and made white in the blood of the Lambe: being discussed and discharged of the blood-guiltinesse by just Defence* 『血塗れの教義は小羊の血で洗い清められた: 流血の迫害との非難は正当な弁明により消滅』(1647年) を徹底的に論破した *The Bloody Tenent Yet More Bloody: by Mr. Cottons endeavour to wash it white in the Blood of the Lambe* 『コトン氏が小羊の血で洗い清めようとしたため一層血塗れになった教義』(1652年)、信仰の自由のためには聖職者は国家の扶持に頼らず経済的自立に努める必要があると力説した *The Hireling Ministry None of Christs* 『雇われ牧師論』(1652年) などがあるが、その考察は本稿の目的ではないので、ここでは省く<sup>6)</sup>。(上の英語の原題に続く『』内は筆者による邦語仮題)

## 2. ジョン・クラークによる特許状の取得

ジョン・クラーク医師は、1609年、英国サフォーク州ウェストソープに生まれた。医学をオランダのライデン大学に学び、ニュー・イングランドに渡ってから、医師として信頼されていた。彼は、バプティストの牧師で一時ボストンにいたが、戒律不要論者にマサチューセッツの迫害を逃れてナラガンセット湾内のアクウイドネット島に移住することを提案し、ロージャー・ウィリアムズの協力によって、それを実現した人物である。このように、クラークはウィリアムズに劣らぬ学識と実行力・指導力を備えていた。当時のプロヴィデンス拓殖地の住民の中で、大学教育を受け、本国の指導者層を相手に交渉できる身分・教養・学識・能力を備えていたのは、恐らく、この二人だけであつたと思われる。

クラークも、ウィリアムズ程多くはないが、ロンドンで著書を刊行した。主著は *Ill News from New-England: or a Narrative of New-Englands Persecution. Wherein Is Declared That while old England is becoming new, New-England is become Old* 『ニュー・イングランドからの悪い知らせ：古いイングランドは近代化して寛容になっているのにニュー・イングランドは昔に戻って迫害が横行している話』(1652年) (『 』内は筆者による邦語仮題) である。ここでクラークは、前述した戒律不要論者と共にマサチューセッツ植民地を退去してアクウイドネット島に移住した状況を語っているが、主な内容は、彼自身が1651年夏にバプティストの牧師としてマサチューセッツを訪れた時に受けた迫害の体験を踏まえた、同植民地の不寛容で圧制的な神政政治に対する批判である<sup>7)</sup>。

クラークの著述でもう一つ特筆すべきは、聖書の用語索引辞典の作成である。この現物の存在は確認されていないが、『英国国家文書・日付順一覧・植民地篇』に1655年8月3日の国務会議の決定事項として「クラークが作成した聖書用語索引辞典が小型で便利で分かり易く社会に貢献するものと認められるので(“John Clarke, physician of Rhode Island in America, having composed and very closely compacted a new concordance to the Holy Scriptures of Truth, which, in regard of its plainness and fullness, and yet smallness of volume and price, may prove singularly conducive to...”), ヘンリー・ヒルと名乗る業者に印刷・公刊の独占権を与える」という記録がある<sup>8)</sup>。

この記録は、クラークの学識を国務会議が認めた証拠であり、彼が国務会議の少なくとも一部の人々とはかなり接触があつたことを物語っている。クラークは、ウィ

リアムズの帰米後も約10年間英本国に残留したが、この間、本来の任務の他にプロヴィデンス拓殖地のために様々な業務を行った。例えば、この拓殖地の防衛上必要な弾薬(火薬4樽、散弾及び銃弾8樽)を本国で調達し、総裁のロージャー・ウィリアムズ宛てに送ってきた、との1656年10月11日の代議員総会議の記録がある<sup>9)</sup>。また、クラークはプロヴィデンス拓殖地の情勢についても、かなり詳しく知らされており、問題によっては、助言や本国政府へのアピールを期待された。その中に、プロヴィデンスの住人ウィリアム・ハリスの裁判に関する事項がある。ハリスは、ロージャー・ウィリアムズに従ってプロヴィデンスに入植した最古参の住人の一人だったが、貪欲な土地占有欲の持ち主で、宗教難民には公平に土地を分譲することを信条としたウィリアムズとは仇敵の間柄になった。そして、遂に1657年5月、ウィリアムズはハリスを反逆罪(High Treason)で告発し、この件は裁判に持ち込まれた。ウィリアムズが20年前にプロヴィデンスを建設した頃の理想も風化してハリスの利権欲が黙認されるような風潮が蔓延していたことに加えて、担当者の法律に関する知識不足のため、裁判は決着が付かず、両者の申立書を英本国のクラークの許に送って権威筋に何等かの結論を求めるよう依頼することになった。この顛末がプロヴィデンス拓殖地代議員総会議の議事録(1657年5月及び7月)に残っている<sup>10)</sup>。

クラークは、プロヴィデンス拓殖地の外交問題でも「本国駐在代表」として活動した。象徴的なのは、同拓殖地が、管内のクェーカー教徒の扱いについてニュー・イングランド植民地連合理事会 The Commissioners of the United Colonies of New England から内政干渉と経済断交の恫喝を受けた時、クラークを通して本国政府の理解と庇護を求めようとした事件である。プロヴィデンス拓殖地は、創設者ロージャー・ウィリアムズの信念と努力の成果として、信教の自由を保障し、宗教難民を受け入れていた。このため、他の植民地で迫害されたクェーカー教徒が多数流入し、その数を増やしていた。クェーカー教は新興の宗派で、その信条は余りにも主観的・独善的な危険思想であると見做されていたが、その信奉者は周辺の植民地にも増殖する気配を示した。それに脅威を感じたニュー・イングランド植民地連合加盟のプリマス、マサチューセッツ、ニュー・ヘヴン、コネティカットの四植民地は、連合理事会の名の文書(1657年9月12日付、発信地ボストン)により、プロヴィデンス拓殖地にクェーカー教徒の管外退去と転入禁止の措置を講ずるよう要求してきたのである<sup>11)</sup>。ニュー・イングランド植民地連合は、ピューリタン革命による内戦の激化のため英本国の保護・援助を期待できなくなった上記の四英領植

民地が共通の仮想敵であるオランダ、フランス、及び周囲の原住民諸部族と対抗する防衛力を強化する目的で1643年5月共同防衛援助条約を締結して結成した排他性の強い組織で、他の植民地やタウンなどの加盟を一切認めなかった<sup>12)</sup>。このニュー・イングランド植民地連合の内政干渉に抵抗してプロヴィデンス拓殖地は、1658年11月2日の代議員総会議で承認し同月5日付でクラークに宛て発信した文書に明記したように「クェーカー教徒を、市民生活の安寧を乱したとの口実で、罪に問う正当な理由はない(“wee have found noe just cause to charge them with the breach of the civill peace”)」という立場を固守していたが、植民地連合側は「要求が容れられぬ場合は経済断交で報復する(“they seeme seacretly to threaten us, by cuttinge us off from all commerce and trade with them, and thereby to disable us of any comfortable subsistence”)」と密かに恫喝してきた。これに対してプロヴィデンス拓殖地は「護国卿と国務会議に保護を求めるとともに、それ以外の如何なる権力にも従属しない(“wee flie as to oure refuge in all civill respects to his highness and honorable councell, as not beinge subject to any others in matters of our civill State”)」ことを強調し、クラークにも「人の宗教上の信仰は、市民生活の安寧を阻害しない限り、俗界の権力で圧迫してはならぬが、そのような事態に追い込まれないよう我々の立場を本国でも十分説明しておいて欲しい(“may it please you... to plead our case in such sorte as wee may not be compelled to exercise any civill power over men’s consciences, soe longe as humane orders in poynt of civility are not corrupted and voyalated.”)」と要望した<sup>13)</sup>。

このようにプロヴィデンス拓殖地とクラークは長期間、緊密な連携を保って活動していたが、彼等の努力は具体的な成果を挙げないまま徒らに時日が経過するうちに、1658年、護国卿オリヴァー・クロムウェルが死去し、その子リチャードが後継者になった。本国政権の代表者の交代という思わぬ事態に直面したプロヴィデンス拓殖地は、早速クラークに託して、新任の護国卿に忠誠を誓うとともに同拓殖地の存立の正式確認を要請することに決した。この文書は1659年5月17日の拓殖地代議員総会議で選んだ起草委員によって作成されたが、これが送達される前に新護国卿は権力の座から去ってしまった<sup>14)</sup>。この英本国での政変を反映して、プロヴィデンス拓殖地ではクラークからの情報に基づいて、1659年8月23日の代議員総会議で、令状、召喚状などの公文書の発行を護国卿の名に代えて「イギリス共和国最高責任者(“the supream authority of the Commonwealth of Eng-

land”)」の名において行うことを決めている<sup>15)</sup>。

間もなく英本国では、共和制に倦み疲れた国民により、チャールズ一世の遺児が亡命先のフランスから迎えられ、チャールズ二世として即位し、1660年王政復古が実現した。これまでプロヴィデンス拓殖地の立場を理解し支援を惜しまなかった英国議会内の人脈は権力を失い、特に最大の後援者でロージャー・ウィリアムズの盟友であるサー・ヘンリー・ヴェーン二世 Sir Henry Vane, Jr. (1613-1662)は斬首に処せられる運命になった。しかし、プロヴィデンス拓殖地にとって幸いなことに、ニュー・イングランドの各植民地に関する懸案事項は、王政復古後の新政権に引き継がれた。

チャールズ二世の即位は、プロヴィデンス拓殖地にも伝えられた。1660年10月18日、ウォリックで開かれた代議員総会議で、冒頭、クラークからの来信が朗読された。内容の記録はないが、恐らく、本国の王政復古に関する情報であったと思われる。これに続いて、チャールズ二世の本国議会下院に宛てた書状、及び、即位宣言と布告が朗読された。同拓殖地としては、取り敢えず、翌朝8時に代議員の参列のもとに、ウォリックのタウン民兵隊を呼集して、新国王の即位布告式を行う(“to solemnize the proclamation”)とともに、爾後、公文書は国王の名で(“in his royall majesty’s name”)発することを決定した。また、3日後の21日(水曜)に管内の全タウンで民兵隊を呼集して国王即位の布告式を行い、その日は家事使用人と子供に休暇を与えることを決めたが、これは、その日を祝日とする措置であったと思われる。これで、プロヴィデンス拓殖地は、英本国の王政復古による新政権を相手に、特許状取得のための交渉を新たにやり直さねばならぬことになった。この日の代議員総会議は、その交渉の全権をクラークに委任することを決め、新規の委任状を作成した。そこには、プロヴィデンス拓殖地が既に1643/44年に英国議会の特許状を得て独自の存立を維持してきた事実(“by virtue of which charter this collony hath beine distinguished from the other col-lonys in New England”)が強調され、その特許状に認められていた権利、自由、免除事項、境界などの保全について本国政府の再確認を求めるため、クラークを拓殖地の正式代表(“our undoubted agent and Atorney”)に任じた旨が明記されている<sup>16)</sup>。

この頃、プロヴィデンス拓殖地代議員総会議では、殆ど毎回、クラークからの来信による状況報告が朗読され、それに基づく訓令の審議が行われた。しかし、その一方で、新国王に改めて忠誠を誓い、国王特許状の取得を促進するため新しい使節の派遣が必要であると認め、その議決を1661年5月21日の拓殖地代議員総会議で行った。

そして、新使節が英本国に持参すべき資料として、ロージャー・ウィリアムズから1643/44年の議会特許状の提出を求めるとともに、ウォリック・タウンに保管されているナラガンセット族の国王に対する従属の誓約書の提出を要求した。そして、この新使節派遣の費用として英貨で200ポンドを拠出することを決めた。その調達は住民の善意に基づく自主的な拠出によることとし、各タウンに目標額を割り当てた。それによると、ニューポート80ポンド、プロヴィデンスとポーツマスが各々40ポンド、ウォリック35ポンドとなっていたが、使節が2名になった場合には総拠出額を300ポンドとし、各タウンへの割り当ては、ニューポート127ポンド10シリング、プロヴィデンス60ポンド、ポーツマス61ポンド、ウォリック52ポンド10シリングと決め、物納も認めることとした<sup>17)</sup>。

しかし、この新使節の派遣は取り止めになった。真相は不明だが、多分、必要な資金が集まらなかったのか、クラークからの新情報に基づく拓殖地の決断であろう。次回の拓殖地代議員総会議（同年8月27日）では、クラークからの数通の来信が朗読され、それに対する礼状と委任状の作成を決め、活動資金として（“for his encouragment to go on in our business”）200ポンドの拠出を決議した。その各タウンへの割当額は、前回の案と殆ど同じであるが、英貨で拠出した額は、それ以外の方法で拠出した額の2倍に換算するという一種の奨励策を採用した<sup>18)</sup>。この資金集めは、かなり難事業であったらしく、クラークの活動が大詰を迎える1662年には、6月17日のプロヴィデンス拓殖地代議員総会議で、資金として200ポンドを「固定資産税により徴集する（“shall be rayseed by rate”）」こととし、「その支払いを拒否した者の財産を差し押さえる権限を警察長に与えることを（“the Generall Sargent be deputed... and authorized to distrayne on all such mens' goods as refuse to pay the rate throughout the hole Collony”）」決めた。そして、資金徴集の趣旨を徹底させるため、クラークからの来信として「特許状取得の見込みが有望だが、資金不足が障害であることを（“our affayres are in a forward way to be efected theare to the great comfort of the Collony, and that monyes only are wanting to manadge the matter”）」各タウンに伝達するよう指示した<sup>19)</sup>。この議事録の記述からは、拓殖地代議員総会議の焦燥と緊迫した雰囲気が感じられる。

これより4か月前の2月6日付の『英国国家文書・日付順一覧・植民地篇』の記録に、「コネティカットの住民が、政治団体結成の特許状を強く望んでいる（“The inhabitants of Connecticutt desire a charter to incorporate them.”）」との一文があり、その下に「ロード島の住

人も同様の特許状を望んでいる（“Those of the Isle of Rhodes desire a charter of incorporation”）」と書かれ、両植民地の要望が併記されている<sup>20)</sup>。プロヴィデンス拓殖地は、西に隣接するコネティカット植民地とは、領土の境界を巡って常に対立していた。コネティカットはジョン・ウィンスロップ二世 John Winthrop, Jr. (1606-1676) に率いられていたが、彼は、マサチューセッツ植民地の初代総督を務めた同姓同名の父親の長男で、ダブリンのトリニティ・コレッジに学び、青年時代にヨーロッパ各地を遍歴し、自然哲学者 natural philosopher としても有名で、北米大陸在住のイギリス人として最初に王立協会の会員になった人物で、政治家としても有能だった。ウィンスロップはロージャー・ウィリアムズとは肝胆相照らす盟友だったが、植民地を代表する公的な場面では、良識を示しつつも、しばしば厳しい態度をとった。英本国政府からの特許状取得も、コネティカットが一步先んじた。すなわち、同年4月23日付でコネティカット植民地特許状（Patent of incorporation of the Governor and Company of the English Colony of Connecticut）が交付され、初代総督にウィンスロップが任命され、副総督ジョン・メーソン及び、12名の補佐官も決まった。しかも、この特許状は、同植民地の「東の境界線をナラガンセット湾とする（“bounded on the east by the Narragansett river, commonly called Narragansett Bay, where the said river falleth into the sea”）」と明記したのである<sup>21)</sup>。この文言では、プロヴィデンス拓殖地の大半を占めるナラガンセット湾西岸一帯の地域がコネティカットに併呑されてしまうことになる。この危機を克服するためクラークは、ウィンスロップと直接談判して、ウィリアム・ブレトンほか4名の調停委員を選任し問題の解決を図った。その結果、両植民地の境界をポーカタック河とし、将来その河をナラガンセット河と呼ぶこととするとの提案がなされ、クラークとウィンスロップもこれに同意した。1663年4月7日付の合意文書が残っており、その要旨も『英国国家文書』に同じ日付で記録されている<sup>22)</sup>。

これより前、クラークはチャールズ二世に宛て請願書を提出した。そこで彼は、自分の資格を「ロード・アイランド及びプロヴィデンス拓殖地の自由公民を代表して（“on the behalfe of the purchasers and free inhabitants of Rhode Island, and of the Colony of Providence Plantations”）」と表現した。この言葉は、彼がロード・アイランド島のニューポートから派遣された事実を反映しているが、これが、その後の同植民地の（米国独立後は州の）正式名称を決定することになった。彼は、プロヴィデンス拓殖地が1643/44年に議会から完全な自治権

を保障する特許状 (“a free and absolute charter of civill incorporation”)を与えられた経過を述べるとともに、新国王に忠誠を誓い、その保護を要請した。クラークは、しばらく後に、再び請願を提出し、その中で「国家の繁栄は、信仰の自由が完全に保障された場合に、最も確実に維持されることを証明する実地の試みを継続したい (“to hold forth a lively experiment, that a flourishing civill State may stand, yea, and best be maintained... with a full liberty in religious concernments”)」という当時としては衝撃的であったに相違ない名文句を盛り込んだ<sup>23)</sup>。この請願の受理の記録(1661年1月29日付)が『英国国家文書・植民地篇』に残っているが、そこではクラークの要望を“they may be quietly permitted to flourish in their civil and religious concernments with freedom of conscience to worship the Lord their God.”との文言でパラフレーズしている。特に“freedom of conscience”の言い換えは、彼の本意が正確に伝わったことを示唆している<sup>24)</sup>。

クラークの請願は、この後間もなく、英本国政権の植民地委員会 the Committee for Plantations の審議に付された。1662年9月25日の同委員会の決定事項(order)に「ニュー・イングランドの各植民地に関する審議中の懸案事項の解決を促進するため委員を至急選出することとなり、適任者の選定はヨーク公が担当する」という項に続いて、「ロード・アイランドに自治団体結成の特許状を交付すること (“a patent of corporation to be granted to Rhode Island”)」という短い記載がある<sup>25)</sup>。このチャールズ二世の特許状が交付されたのは、それから約1年後の1663年7月8日であった。その取得のためクラークがロージャー・ウィリアムズと共に英本国に渡ってから12年近い歳月が過ぎていた。この特許状は、ロード・アイランドに送られ、1663年11月24日ニューポートに招集された自由公民の総会議で朗読され、披露された。

### 3. ロード・アイランド特許状の概要

チャールズ二世の特許状が交付されたことで、従来「プロヴィデンス拓殖地」と呼ばれた、ナラガンセット湾西岸の本土上のプロヴィデンスとウォリック、及び、同湾内のロード・アイランド島上のニューポートとポーツマスの四タウンを含む地域は、英領自治植民地として正式に認可された。特許状では請願人に名を連ねた同拓殖地の指導的な20余名の人物を含む自由公民が自治的政治団体を結成することを認め、その名称を「北米ニュー・イングランドの英領植民地ロード・アイランド=プロヴィデンス拓殖地の総督とその結社 (“a bodie corporate and politique, in ffact and name, by the name of The

Governor and Company of the English Collonie of Rhode-Island and Providence Plantations, in New-England, in America”)とした。ここに名を連ねた者には、当時の拓殖地総裁ベネディクト・アーノルド (ニューポート)、副総裁ウィリアム・ブレントン (プロヴィデンス)、騒動の張本人だがニューポートに帰参を許されたウィリアム・コディントン、ウォリックの創設者サミュエル・ゴートン、最大の功労者でありながら政治の表舞台からは退いたロージャー・ウィリアムズ、彼の名著『アメリカ現地語案内』をロンドンで印刷し、後にプロヴィデンスに渡ったグレゴリー・デクスターなどがある<sup>26)</sup>。この特許状の正式名称が基で、この地域を指すのに「ロード・アイランド植民地」の名が一般に用いられるようになった。しかし、特許状の後段では、再三、古い名称である「プロヴィデンス拓殖地」が使用されている。どちらの名称も、指している実体は同じものである。

この特許状は、約6,000語の長さで、法律的な文書の特徴として、当時の一般の散文と比較しても、冗長で反復が多い印象を受ける。また、段落もなく、箇条書きにもなっていないが、内容は住民の基本的な人権を保障する規定が最初にあり、次に統治形態、防衛、原住民との関係、対外問題、交易権、捕鯨を含む漁業権、領土の画定などの順序で、それぞれの規定が続いている。懸案のコネティカット植民地との境界については、先に述べた両植民地間の合意をそのまま認めているが、この境界問題の最終的な決着までには、その後長い年月を要した。なお、この特許状は、プロヴィデンス拓殖地と近隣の英領植民地との間に紛議が発生した場合には、同拓殖地は国王に直接提訴できる、との一項を設けている。次に原文を示す：

in all matters of publique controversy which may fall out betweene our Collony of Providence Plantations, and the rest of our Collonies in New-England, itt shall and may bee lawfull to and for the Governour and Company of the sayd Collony of Providence Plantations to make their appeales therein to vs, our heirs and successours, for redress in such cases, within this our realme of England.<sup>27)</sup>

これはロード・アイランド植民地にとって特権的な条項で、これはクラークの巧妙な政治工作の成功の産物と言える。同時に、それを是認することによって、マサチューセッツが主導するニュー・イングランド植民地連合の独走を牽制しようとする英本国政府の戦略も垣間見られるのである。更に、ロード・アイランド植民地を一方

的に擁護する規定がある。それは、ロード・アイランド植民地の住民に対し、平和で合法的な目的のためなら他の英領植民地の管内を自由に通行できる権利と安全を保障し、また、他植民地と交流・通商を維持することを認め、これに反する法律や規定を他の植民地が制定しても（既に制定したものも含め）それを無効とする、という条項である。これにより、マサチューセッツが主導するニュー・イングランド植民地連合は、ロード・アイランド植民地に対し、住民の管内立入禁止や経済断交などで外圧を加えようとしても、それは本国政府の意向に反することとなり、実行が不可能になった。その部分の原文を次に示す：

itt shall bee lawfull to and for the inhabitants of the sayd Collony of Providence Plantations, without let or molestation, to passe and repasse with freedome, into and thorough the rest of the English Collonies, vpon their lawfull and civill occasions, and to converse, and hold commerce and trade, with such of the inhabitants of our other English Collonies as shall bee willing to admitt them therunto, they behaveing themselves peaceably among them; any act, clause or sentence, in any of the sayd Collonies provided, or that shall be provided, to the contrary in anywise notwithstanding.<sup>28)</sup>

上の二つの条項はロード・アイランド植民地を利するものであるが、これは『英国国家文書』の記述も認めている。その1663年7月8日の特許状交付の記録者は、特許状の内容を約三分の一の長さに要約した後“These presents to be construed most favourably for said Governor and Company”というコメントを付けている<sup>29)</sup>。

このようにロード・アイランド植民地を手厚く庇護した特許状は、その統治機関について詳しく規定しているが、その要点は次のように整理できる。

1. 植民地の行政上の諸業務を円滑に処理・運営するため総督及び副総督各1名(“one Governour, one Deputy-Governour”)と10名の補佐官(“ten Assistants”)を置き、それは自由公民の間から選出する。初代総督にベネディクト・アーノルド、副総督にウィリアム・ブレントン、補佐官にはロージャー・ウィリアムズを含む10名を任命し、その任期は翌年5月の第一水曜日までとする。

2. 上記10名の補佐官、及び、各タウンから自由公民の多数決で選出される代議員を以って総会議(“generall

meetinge, or Assembly”)を構成し、植民地の諸事項について協議、勧告及び決定(“consult, advise and determine”)を行うものとする。代議員の定数は、ニューポート6名以内、プロヴィデンス、ポーツマス、ウォリック各々4名以内とする。その他の新設されるタウンについては、各々2名以内とする。定例の総会議は年2回とし、5月の第一水曜日と10月の最後の水曜日に開催する。総会議は、必要があれば、随時開催できる。

3. 総会議の決定は、全員一致または出席者の最大多数(“they, or the greatest parte of them present”)の同意によって行うが、その場合、少なくとも総督・副総督のいずれか一方と補佐官6名以上の同意(すなわち12名の役職者のうち7名以上の同意)を必要とする。

4. 総会議で審議・決定する主な事項：

(ア) 総会議開催の日時と場所

(イ) この植民地=政治結社(“the sayd Company and body politique”)における自由公民の資格認定、及びそれに加入の認定

(ウ) 本植民地の諸業務の遂行に必要な委員の選考と任命

(エ) 本植民地管内の土地、財産、民衆の管理上、また、本結社の繁栄のために(“for the good and welfare of the sayd Company”)適当と認められる法律、規則、指令、条例の制定または廃止、及び、行政執行上の形態や儀式の制定または廃止(付帯条件：上記の制定、廃止等は現地の実情を考慮しつつ、且つ、イギリス王国の法律に反しないようにすること)

(オ) 各級裁判所の設置、及び、管内のタウン等の数と境界の設定

(カ) 役職者等の選挙の管理

(キ) 法に基づく刑罰の執行

(ク) 原住民インディアンからの財物購入に関する事項

(ケ) その他、本植民地住民の敬虔・平穏で法に則した生活に資すると見做される事項

上の(ク)は、特許状の原文では、下に示すように(ケ)の中に組み込まれている。ここに、イギリス人の模範的な生活と秩序正しい生き方を示すことによって管内のインディアンに、人類の救い主である唯一の神の存在を知らしめ、キリスト教に帰依させようとの期待ないしは思惑が顕れている。しかし、この規定の狙いは、(1)ロード・アイランド植民地の一部住民の甚しく節度を欠く生活態度の是正、(2)インディアンからの土地購入に関する植民地政権としての適正管理、(3)インディアンとの酒類・銃器類の取引きに起因する様々な弊害の防止、など

であろうと思われる。原文を次に示す：

all other matters and things, particularly that which relates to the making of purchases of the native Indians, as to them shall seeme meete ; whereby our sayd people and inhabitants... may be so religiously, peaceably and civilly governed, as that, by their good life and orderlie conversatione, they may win and invite the native Indians of the countrie to the knowledge and obedience of the onlie true God, and Saviour of mankind.<sup>30)</sup>

上の(々)と同じ内容がコネティカット植民地に交付された特許状にも、ここに引用した英文と殆ど同じ文言で盛り込まれていることを、『英国国家文書・植民地篇』の1662年4月23日の記録が示している。そして、「原住民をキリスト教に帰依させることが植民地設立の唯一の目的である (“whereby the people may be so religiously, peaceably, and civilly governed that they may win the natives to obedience to the Christian faith, which in his Majesty’s intentions with the adventurers’ free profession is the only end of this plantation.”)」との文言が見られるが<sup>31)</sup>、ここに、コネティカットとロード・アイランドとの植民地設立の目的の相違が顕れている。

ロード・アイランド植民地は、信仰の自由を求めてマサチューセッツを退去、或は追放されたイギリス人が自主的に設立した四つのタウンが連合して単一の政治団体を結成し、英本国政府から認可された植民地である。この特許状は、その地で最初にプロヴィデンス・タウンを設立したロージャー・ウィリアムズが、「信仰の自由の保障」と「政教分離」の制度としての実現を求めて二度の英国渡航を含む半生を賭けて奮闘した成果である、と言える。彼が強固な信念で護り抜いた理想は、特許状の国王の言葉によって、正式に制度として実現したのであるが、その文言を次に示す：

Now know yee, that wee... doe hereby publish, graunt, ordeyne and declare, That our royall will and pleasure is, that noe person within the sayd colonye, at any tyme hereafter, shall bee any wise molested, punished, disquieted or call in question, for any differences in opinion in matters of religion, and doe not actually disturb the civill peace of our sayd colony ; but that all and everye person and persons may, from tyme to tyme, and at all tymes hereafter, freelye and fully have and enjoye his and their owne judgments and con-

sciences, in matters of religious concernments, throughout the tract of lande hereafter mentioned ; they behaving themselves peaceable and quietlie, and not useinge this libertie to lycentiousnesse and profanenesse, nor to the civill injurys or outward disturbance of others.<sup>32)</sup>

(筆者 試訳)

本植民地においては何人と雖も、公共の安寧を乱さぬ限り、宗教の問題において見解を異にするとの理由で迫害、処罰、尋問されることを無からしめ、各人に、この自由を乱用して神を冒瀆し他人の市民生活を攪乱せぬ限り、宗教的信仰を完全に自由に享受せしめることが朕の意思であり、喜びであることを、本特許状により公表、確認、制定、宣言するものである。

この信仰の自由の保障は、110年余り後のアメリカ合衆国憲法の修正箇条に受け継がれている。アメリカ建国当時の指導者がロージャー・ウィリアムズの著書や論説を読んだことを示す証拠はない。彼の著書の殆ど全部がピューリタン革命期の英本国で出版されているので、19世紀の中頃に復刻されるまで、それを読むことは事実上不可能であったと推測される。しかし、ウィリアムズの自由を尊ぶ独立不羈の精神は、ロード・アイランドの民衆に引き継がれた。それは、ロード・アイランドが北米英領植民地で最も早く1776年5月4日に独立を宣言しながら、中央集権を忌避して、1787年の憲法協議会には代表を送らず、アメリカ合衆国憲法の批准・連邦加入が最も遅かったという、歴史上の象徴的事実にも反映している<sup>33)</sup>。ロード・アイランドの民衆は連邦加入を躊躇する程、それまで大きな自由を享受していた、とも言えるのである。19世紀末のアメリカの歴史学者ジョージ・バンククロフトは「個人の生命・自由・財産が、ロード・アイランドほど安全に確保されている場所は、世界のどこにもなかった」とまで言っている<sup>34)</sup>。個人の基本的人権の根底を成す「個人の魂の自由」を保障したチャールズ二世の特許状は、アメリカ合衆国が独立した連邦国家となった後も、殆どそのままの形で、ロード・アイランド州の基本法(州憲法)として1842年まで用いられた。この頃になると、無産者の選挙権要求など、社会の近代化に対応できなくなり、「ドーアの反乱(Dorr’s Rebellion)」と呼ばれる暴動が契機となって、新しい州憲法が制定された。しかし、チャールズ二世の特許状が、三つの世紀に跨って180年という長い間、法典として機能した事実は、その時代を先取りした内容の革新性を物語っていると言えよう。それは、また、特許状を闘い取る原動力となったロージャー・ウィリアムズの理念が、彼を追放したマサチューセッツ正統派の神政政治に対して勝利を収めた



証しでもあった。

### 註

本稿は、筆者が『山梨大学教育学部研究報告』第26号(昭和50年)から第44号(平成5年)に連載した(第33, 34号を除く)「ロージャー・ウィリアムズとロード・アイランド植民地の成立」(I)～(XVII)の続編を成すものである。

1) この誓約書の文言を次に示す：

We whose names are hereunder desirous to inhabitt in ye towne of prouidence do promise to subiect ourselves in actiue or passiue obedience to all such orders or agreements as shall be made for publick good of or body in an orderly way by the maior consent of the present Inhabitants maisters of families Incorporated together into a towne fellowship and others whome they shall admitt unto them only in ciuill things.

(筆者 試訳)

「我々、プロヴィデンス・タウンに居住を希望する下記の者は、タウン家長会を構成する現在居住の家長及び将来家長会に加入を認められる者の多数決により合法的に、公共の安寧・福祉のため、定められるすべての命令・合意事項に、自ら進んで、また、たとえ異議があっても、従うことを誓約するが、それは宗教を除く世俗の事項に限ることとする。」上記拙稿(VI)副題「創設時におけるプロヴィデンスの統治形態」『山梨大学教育学部研究報告』第31号, pp. 58-66, 及び、下記を参照：Horatio Rogers et al. (eds.), *The Early Records of the Town of Providence*, Vol. I (Providence, 1892), p. 1.

なお、ウィリアムズの業績を高く評価したドイツの公法学者ゲオルグ・イエリネックは、その著 *Die Erklärung der Menschen- und Bürgerrechte* (『人権宣言論』第4版, 1927年, hg. von Roman Schnur [Darumstadt, 1974], s. 43) の中で、このプロヴィデンスの誓約書にも言及し、この“only in ciuill things”の一句を特に引用して、次のように述べている：In dem grundlegenden Vertrage versprechen die Sezessionisten Gehorsam den von ihnen mit Majorität beschlossenen Gesetzen, aber „only in civil things” — die Religion ist überhaupt nicht Gegenstand der Gesetzgebung.

(筆者 試訳)

「その基本的契約において、この分離派の人々は、自らが多数決を以って定める法律に従うことを誓約しているのであるが、但し、それは『宗教を除く、世俗の事項に限る』のである——宗教は断じて立法の対象ではないのである。」上掲書, 43ページ参照。イエリネックの『人権宣言論』には美濃部達吉氏の邦訳(1946年, 日本評論社)があり、その原本は初版(1895年)であるが、このプロヴィデンスの誓約書に関する記述は入っている(58ページ)。

- 2) John Russell Bartlett (ed.), *Records of the Colony of Rhode Island and Providence Plantations in New England*, Vol. I (Providence, 1856), p. 156.
- 3) Glenn W. LaFantasie (ed.), *The Correspondence of Roger Williams*, Vol. I (Hanover & London, 1988), pp. 323-324, & 351.
- 4) Cf. Richard LeBaron Bowen, *The Providence Oath of Allegiance and Its Signers 1651-52* (Providence, 1943), p. 40; and W. Noël Sainsbury (ed.), *Callendar of State Papers, Colonial Series, 1574-1660* (London, 1860), p. 390.

- 5) See *Records of Rhode Island*, Vol. I, pp. 282-353.
- 6) ウィリアムズの著書は *The Complete Writings of Roger Williams* (7 vols.) として1963年にニュー・ヨークで復刻されたが、それも今は絶版になっている。
- 7) この本は *Collections of the Massachusetts Historical Society*, 4th Ser., Vol. 2 (Boston, 1854), pp. 1-113 に翻刻されている。クラークの伝記には Thomas W. Bicknell, *Story of Dr. John Clarke* (Providence, 1915) がある。
- 8) *Callendar of State Papers, 1574-1660*, p. 427; also see Edwin S. Gaustad, *Liberty of Conscience: Roger Williams in America* (Grand Rapids, 1991), p. 133.
- 9) *Records of Rhode Island*, Vol. I, p. 346.
- 10) *Ibid.*, Vol. I, pp. 361-365.
- 11) David Pulsifer (ed.), *Acts of the Commissioners of the United Colonies of New England*, Vol. II, 1653-1679 (Boston, 1859), pp. 180-181.
- 12) この条約の全文は下記に収録されている：James Kendall Hosmer (ed.), *Winthrop's Journal: History of New England*, Vol. II (New York, 1908), pp. 100-105; and Charles J. Hoadly (ed.), *Records of the Colony and Plantations of New Haven, From 1638 To 1649* (Hartford, 1857), pp. 96-104.  
なお、この条約がプリマス植民地では1643年6月6日の総会議で批准された記録がある。Nathaniel B. Shurtleff (ed.), *Records of the Colony of New Plymouth in New England, Court Orders, Vol. II: 1641-1651* (Boston, 1855), p. 56.
- 13) *Records of Rhode Island*, Vol. I, pp. 396-398.
- 14) *Ibid.*, Vol. I, p. 416 marginal notes.
- 15) *Ibid.*, Vol. I, p. 423.
- 16) *Ibid.*, Vol. I, pp. 432-434.
- 17) *Ibid.*, Vol. I, pp. 442-447.
- 18) *Ibid.*, Vol. I, p. 448.
- 19) *Ibid.*, Vol. I, pp. 480-482.
- 20) W. Noel Sainsbury (ed.), *Callendar of State Papers, Colonial Series, America and West Indies, 1661-1668* (London, 1880), p. 71.
- 21) *Ibid.*, p. 88.
- 22) *Ibid.*, pp. 127-128.
- 23) *Records of Rhode Island*, Vol. I, pp. 490-491. なお、この語句は特許状の本文にも、請願の趣旨として出ている。Cf. John Russell Bartlett (ed.), *Records of the Colony of Rhode Island and Providence Plantations, in New England*, Vol. II, 1664 To 1677 (Providence, 1857), pp. 4-5.
- 24) *Callendar of State Papers, Colonial Series, 1661-1668*, p. 4.
- 25) *Ibid.*, p. 110.
- 26) *Records of Rhode Island*, Vol. II, p. 6.
- 27) *Ibid.*, Vol. II, p. 20.
- 28) *Loc. Cit.*
- 29) *Callendar of State Papers, Colonial Series, 1661-1668*, p. 150.
- 30) *Records of Rhode Island*, Vol. II, p. 10.
- 31) *Callendar of State Papers, Colonial Series, 1661-1668*, p. 87.
- 32) *Records of Rhode Island*, Vol. II, pp. 5-6.
- 33) See Hillman Metcalf Bishop, *Why Rhode Island Opposed the Federal Constitution* (Providence, 1950).
- 34) George Bancroft, *History of the United States of America, from the Discovery of the Continent* (Port Washington, N. Y., 1967; Reprint of 1885 ed.), Vol. I, p. 364.